

# 愛知の博物館

1977年 No.23



愛知県博物館協会

表紙写真 牡丹文経筒外容器（猿投窯・12世紀）

総高 34.0cm・蓋高 8.5cm・蓋径 23.1cm

身高 26.6cm・口径 21.0cm・胴径 24.2cm

底径 25.2cm

従来、類をみない異形の容器であるが、形態や文様から推して、経筒外容器と考えられる。蓋は、上部に低い円筒鉢がつき、内部の抜けた形で、蓋の用をなさない。底部は、一辺25cm・厚さ1cmの方形台座をつくっている。胴には、上・中・下三段に平行二重沈線をひき、上の空間内に、太いヘラ彫りで、牡丹の花弁を7個連続させて描いている。

ヘラ描き沈線で花文を描く手法は、10世紀後半から猿投窯においてさかんに用いられた手法であるが、この沈線の間に大きく牡丹文を書き出す文様のパターンは、中国宋代の青磁・白磁のそれをまねたものである。

この経筒外容器の産地は、名古屋市東山植物園内にある東山105号窯から、これと同じ素地で、二重沈線の間に牡丹唐草文を刻んだ。大型壺の破片が発見されたことから、このあたりと推定されている。

## 目 次

博物館の登録、博物館相当施設指定の申請について	鈴木 瞳美	1
収集する瀬戸歴史民俗資料館	宮石 宗弘	4
施設紹介 愛知県清洲貝殻山貝塚資料館	長谷部 学	11
いろいろな博物館	海老沢立志	14
東栄町に於ける文教の里作り	金子 功	15

# 博物館の登録、博物館相当施設指定の申請について

鈴 木 陸 美

博物館は、教育基本法（第7条1項、2項）及び社会教育法（第5～第6条及び9条）により教育委員会所管とし、必要事項は博物館法に定めている。また、昭和48年11月30日付で「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（文部省告示第164号）が告示されたが、これは私立博物館においても参考としたい基準である。愛知県教育委員会では、博物館法第12条及び博物館法施行規則第19条の規定に基き、次のとおり審査要項を作成した。以下必要事項の抜すいである。

博物館の登録審査要項 愛知県教育委員会

## 1、審査方針

博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する博物館の登録要件の審査については、博物館の種類が多岐にわたり、種類に応じた適切な審査が必要とされることから、客観的評価を根本とし、博物館法にかなう万全の措置を講ずるとともに、博物館に対する特例措置（博物館資料の輸送運賃及び料金の軽減並びに免税等）を併せ考え、書面審査だけでなく、実施調査をはじめ、学識経験者、専門機関の意見を徴する等の方法により行う。

## 2、審査会

- (1) 博物館法第12条各号に掲げる登録要件（相当施設にあっては施行規則第19条指定要件）を具備しているかどうか充分な審査を行うものとする。なお、「公立博物館の設置及び運営に関する基準」をも参考にするものとする。
- (2) 博物館の種類に応じ、学識経験者、専門機関学芸員を構成員とする博物館登録審査会（以下「審査会」という。）を開催し、審査員の意見を聞くものとする。

## 3、審査会の構成

審査員は、次の各号に掲げる者から委嘱する。

- (1) 学識経験者（文化財審議委員、博物館学芸員）若干名
- (2) 教育委員会事務局職員若干名

## 4、審査会の時期

博物館の登録申請があった場合は、すみやかに審査会を招集するものとする。

## 5、その他の

この要項は、審査会についての内規とする。なお、「博物館に相当する施設の指定」の審査についてもこれに準ずるものとする。

付則 この要項は、昭和50年4月1日から施行する。

<参考>

### ◎ 博物館の登録審査基準要項

#### 1、博物館資料

- (1) 博物館資料は、質量ともに国民の教育、学術及び文化の発展に寄与するにたるものであって、資料の利用を図るため、必要な説明、指導、助言等に関する教育的配慮が払われており、更に学校教育の援助に留意していること。

- (2) 資料は、実物であることを原則とする。但し、実物を入手し難いようなときは、模写、模型、複製等でもよいこと。
- (3) 資料は、採集、購入、寄贈、製作、交換等によって収集されたものであること。  
但し、特別の事情のあるときは、寄託等による資料でもよいこと。
- (4) 必要な図書、図表等を有すること。

## 2、学芸員その他の職員

館長及び学芸員のほか、必要な学芸員補その他の職員を有すること。但し館長と学芸員とは兼ねることが可能のこと。

## 3、建物及び土地

次に掲げる博物館、美術館、動植物園、水族館等は、博物館法第二条第1項に規定する博物館であるが、ここでは便宜上その名称を区別して列記する。

- (1) 博物館、美術館等にあっては、凡そ50坪以上の建物があることを原則とし、陳列室、資料保管室、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。但し、博物館資料を有せず、単にその場所を貸与することのみを目的とする博物館、美術館は該当しないこと。
- (2) 動物園にあっては、凡そ500坪以上の土地があり、動物収容展示施設、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。
- (3) 植物園にあっては、凡そ500坪以上の土地があり、植栽園、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。
- (4) 水族館にあっては、凡そ、ガラス面3尺平方の展示水槽5個以上があり、放養、飼養池、事務室が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。

## 4、開館日数（1年を通じて150日以上）

開館日数は、本館の開館日数を指すものであること。但し特別の事情のある場合は、本館外における館外活動の日数を含めてもよいこと。

## 5、備考

申請の手続 (提出先) 都道府県教育委員会  
(用紙の大きさは日本工業規格B5)

<b>博物館登録申請書</b> 記号番号 年月日 <b>愛知県教育委員会殿</b> 申 請 者 <span style="float: right;">㊞</span> 申請者の住所 博物館法の規定により、下記施設を博物館として登録をしてくださるよう別添関係書類を添えて申請します。 記 1. 設置者の名称及び設置者の住所 2. 博物館の名称 3. 所 在 地	<b>&lt;別添書類&gt;</b> ① 公立博物館 1. 設置条例の写 2. 館則の写 3. 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面 4. 当該年度における事業計画書及び予算の提出の見積に関する書類 5. 博物館資料の目録 6. 館長及び学芸員、学芸員補、事務職員の氏名とその資料（学芸員合格証写、略歴等） ② 私立博物館 1. 当該法人の定款若しくは密附行為の写又は当該宗教法人の規則の写 2. 館則の写 3. 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面 4. 当該年度における事業計画書及び収支の見積に関する書類 5. 博物館の資料目録 6. 館長及び学芸員、学芸員補、事務職員の氏名とその資料（学芸員合格証写、略歴等）
--	--

## ◎ 博物館に相当する施設指定審査要項

### 1、施 設

- (1) 総合博物館、歴史博物館、民俗博物館、考古博物館、美術博物館、科学博物館について
  - ア、建物はおおよそ $132m^2$  (40坪) 以上の延面積を有すること。
  - イ、陳列室、資料保管室、事務室等が整備されていること。
- (2) 動物園、植物園について
  - ア、おおよそ $1,320m^2$  (400坪) 以上の土地があること。
  - イ、動物収容施設、植栽園、事務室が整備されていること。
- (3) 水族館について
  - ア、展示用水槽が4個以上でかつ水槽面積の合計は $360m^2$ 以上であること。
  - イ、放養、飼養池、事務室等が整備されていること。

### 2、資 料

- (1) 資料は、実物、標本、模型等の所蔵資料を有することを原則とするが寄託資料であってもよいこと。
- (2) 所蔵資料は整理分類されていること。

### 3、職 員

- 職員は一般職員のほか、専門的職員として次のいずれかに該当する職員を有すること。
- (1) 学芸員有資格者
  - (2) 学芸員に相当する者  
学芸員に相当する職員は少くとも次によるものとする。
    - ア、高等学校卒の職員は10年以上の経験を有する者
    - イ、短期大学卒の職員は7年以上 //
    - ウ、大学卒の職員は5年以上 //

### 4、事 業

- (1) 展示は常設展はもとより、特別展なども行っていること。
- (2) 案内書、パンフレット、解説書等印刷物を定期的に刊行していること。
- (3) 各種の講習会、講演会、映画会等が行われていること。
- (4) 資料について調査研究活動が行われていること。
- (5) その他教育活動が行われていること。

### 5、運 営

- (1) 館、園の設置規程、利用規則、職員組織等運営に必要な諸規定が整備されていること。
- (2) 開館日数が年間を通じ100日以上であること。
- (3) 館の運営が年間を通じて一般に公開されていること。
- (4) 年間利用者は、当該地域の人だけでなく、他地域の人にもわたっていること。

### (注)

- (1) 当該施設の指定の審査にあたっては、必要に応じて実施について審査するものとする。
- (2) 公立の施設にあっては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第32条（教育機関の所管）の規定に基づき、教育委員会が所管しなければならない。
- (3) 博物館相当施設として、長期にわたり正常な運営を期待する見込のないものは指定してはならない。

申請の手続 (提出先) 都道府県教育委員会

(用紙の大きさは日本工業規格B5)

博物館相当施設指定申請書

記号番号  
年 月 日

愛知県教育委員会殿

申 請 者 ㊞  
申請者の住所

博物館法の規定により、下記施設を博物館相当施設として指定されるよう別添関係書類を添えて申請します。

記

1. 設 置 者
2. 設 立 年 月 日
3. 施 設 名
4. 施 設 所 在 地

<別添書類>

1. 当該施設の有する資料の目録
2. 直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面
3. 当該年度における事業計画書及び予算の収支の見積に関する書類
4. 当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名及び略歴を記載した書類

〈愛知県教育委員会文化財課主査〉

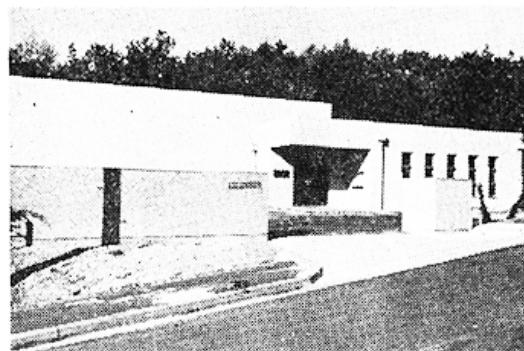
収集すゝむ瀬戸歴史民俗資料館

宮 石 宗 弘

陶都と呼ばれる瀬戸市の焼き物は、現在世界屈指の生産高をほこり、古くから「せともの」と呼ばれるように、日本の陶磁器を代表するまでになった。

古墳時代に、畿内（摂津・河内・和泉）で須恵の焼造が始まっているが、この技術が尾張国へも導入された。名古屋市の立陵や、愛知郡東郷町・日進町・長久手町・尾張旭市・春日井市・小牧市に広がる須恵古窯跡の分布は、その導入や盛況のようすが判かるのである。須恵器の焼造行程では、窯焼きの最後に燃し焼きをして、製品を鼠色に仕上げる手法が用いられていた。この須恵器は、奈良時代までの約400年間、日本の各地で生産されたのであるが、正倉院の御物でも判るように、大陸から船載される白色・緑色の美しい焼き物が入手できるようになって、鼠色の須恵器は漸く飽かれ、次の新製陶器の出現を見るのである。

平安時代になって、「中国の陶磁に代わる焼き物が、国産でできないものか。」という要望が、朝廷貴族より高まつたと考えられる。この頃、中国は唐の時代で、唐（宋）の焼き物の模



倣が瓷器である。「日本後紀」弘仁六年正月五日の項に…造瓷器生、尾張國山田郡人、三家人部乙麻呂等三人伝習成業、准雜生聽出身…とある。瀬戸では瓷器に相当する碗・皿が焼造された古窯跡が8基、その系統をひく無釉の大碗・小碗を焼造した古窯跡が約20基を数え、陶器生産の創業がなされていることがわかるのである。

鎌倉時代の瀬戸では、陶祖加藤四郎左衛門景正の伝説が古くからある。藤四郎さんと親しく呼び伝えられた陶祖は、陶彦神社に祀られ、江戸時代後期に建立（瀬戸公園）された陶製の陶祖碑には、「陶祖春慶翁之碑、陶祖姓藤原、名景正、称加藤四郎左衛門、別号春慶、……其王父曰橘知貞、大和諸論荘道陰也、……遂從通親之第二子僧道元入宋、適彼嘉定十六年也、留学者凡六年而帰、……遂來本州山田郡瀬戸村觀祖母懷之地而奇之、日地勢向陽山高水清、其土質亦與所齋同者無異、遂開業於斯終身不復……」とあり、これが瀬戸の鎌倉時代の史実というには、実証資料にとぼしいが、窯業発展の歴史に一面を物語っているのであろう。それは、古窯跡の発掘調査で、瀬戸では行基焼、同じような粗胎土無釉の砲と、そのセットとなる小皿を知多半島では藤四郎焼と呼んでいるが、瀬戸地域の場合、この行基焼といっしょに、施釉された壺類や神仏器の焼造がおこなわれている。この壺類や神仏器は宋の陶磁の影響を強く受けていると思われ、藤四郎伝説の一つの実証ともなろう。鎌倉時代の後期になって、瓶子（神器、御酒器）、仏花瓶、香炉、燭台、水注、入れ子、おろし皿を主体とし、特殊な製品を除き、灰釉または鉄釉が施されている。それに、唐草文、牡丹文、梅花文、巴文、菊花文などの陽刻印をもって、ボディの生の時に押圧して陰刻（印花）としたり、ヘラによって上記の文様を描いたり（画花）、粘土を紐状や丸めてボディに貼って文様にしたりして、器体を飾る手法が盛行をした。

### 室町時代

前記した印花、画花、貼花の手法は、14世紀の後半になると徐々にすたり、そのかわりに、灰釉や鉄釉を厚くボディに定着させて、緑色、黄緑色、黒色、黒褐色の、艶のある陶器に焼きあげる研究がなされた。この移推は、当時の流行なのか、あるいは多量生産のために、手数のかかる装飾を省いたのであろう。製品は、鎌倉時代の器物に加えて、平茶碗、把手付片口（ゆきひら）、擂鉢、土瓶、おろし皿など、雑器の量産が始まった。なお室町時代なかごろの瀬戸窯の特色として、忘れることのできないのは、瀬戸天目茶碗と瀬戸茶入である。唐物にくらべると、まことに惨めな姿やうわぐすりであったものが、唐物の模倣から抜け出て、瀬戸特有の風格をもった茶器に昇華させている。さらに室町時代後期の古窯から出土した白色の皿がある。現在、やかましくいわれている志野釉の初期的なもので、酸化鉄で笹や蛇の目が描かれている。

### 桃山時代

室町時代の末期、いわゆる戦国時代の瀬戸地域の窯について、「瀬戸山離散」ということばが昔から伝えられている。これは瀬戸地域で陶器が焼けなくなつたのか、あるいは製品の販売ルートを失ったのか、または指定された場所へ余儀なく移動したのか判然としていない。とにかく、この頃に活動したと推定される窯跡は少ない。

東山文化と呼ばれる時代の、村田珠光（1422～1502）、それを受け継いだ武野紹鷗（1502～1555）、これに続く千利休（1522～1591）らによって、これまで高価な唐物を茶道具に使うことによって、権威づけられた茶会を、唐物よりは安価な和物（せともの）の中に美をみいだし、これを愛用する茶会へと変革された。いわゆる、わび茶の精神である瀬戸の工人はこの風潮を受けとめて、新鮮な感覚の茶器を創造するため、努力をおしまなかった。また、織田信長が瀬戸地域におよぼした影響も大きい。戦国大名は、自己の勢力範囲が確定すると、競って富国強兵政策を実施した。富国のためには、総合的な産業振興政策が必要である。信長は諸政

策を進める一方、領国内の瀬戸の焼き物に目を付け、窯屋に1町8反の土地を与え、租税を免除するなど、特別な保護政策を行なった。前記茶器をはじめ、神仏器具や雑器が、瀬戸山離散以後に、質量ともに進展するきざしをみせたのは、信長の政策も大きな力となった。

### 江戸時代

尾張の国の藩祖、徳川義直（徳川家康の第九子）は、瀬戸の窯業の復興に力を注ぎ、美濃に移住していた窯屋を瀬戸に召還し、禄高10石、金10両を与えて課税を免じ、御用窯を開かせた。この頃、九州有田の地で陶石（磁器の原料石）が伝説李參平（朝鮮の陶工）によって発見され、陶器より肉薄で丈夫な、白い地に青い（酸化コバルト）絵や文字をかいた磁器の生産が始まられた。この有田の磁器は急速に発展し、瀬戸の陶器の販売市場は年々せばめられたのである。尾張藩が保護すればするほど生産は過剰となって、窯屋は苦しむことになった。天明4年（1784）瀬戸の窯屋の申し出によって、「一子相続制」（長男だけが窯屋を継ぐ）を発令している。この制度は生産制限であるが、瀬戸だけの生産の合理化では解決できないことで、寛政の元号（1789～）で呼ばれるころになると、瀬戸に、磁器の製法を導入しなければ、起死回生できない状態に追いこまれたのである。

瀬戸で磁祖とあがめられている民吉と父の吉左衛門とは、藩の決めに従って（一子相続制）名古屋の熱田新田の開拓で働くことになった（享和元年…1801）。時の熱田奉行津金文左衛門（たねじゆみさぶろ）胤臣は、瀬戸の苦境に同情し、南京焼という磁器焼を研究させた。けれども、商品として量産するには、原料や窯の使用法がどうしてもわからないので、瀬戸の窯屋が相談した結果、民吉を九州へ研究に出すこととした。この民吉を手引し、親身になって助けたのは、当時、天草の東向寺で住職になっていた天中和尚（瀬戸生れ）であった。

九州での民吉は、いまのことばでいえば産業スパイである。一刻の時もおしんで、磁器の製法を学んだのであろうが、何分にもスパイであるから、想像に絶する労苦を重ねたようである。こうして文化4年（1807）に瀬戸に帰った。瀬戸に帰ると、すぐに父吉左衛門の窯を改良して、磁器の製造を開始した。そして、民吉は尾張藩の染付焼（磁器）御用達となり、茶器、花器をはじめ各種の名器を制作して、後世に遺している。

### 明治時代以降

日本の社会構造は、封建社会から近代資本主義社会へと、激しい変革がおこなわれ、瀬戸の窯屋や陶工も、この荒波に大きくゆさぶられている。その第一は、尾張徳川の保護政策の廃止である。これまで、藩の指示通りに製品を焼造すれば、とにかく経営できたという安易な300年来の慣習は、窯屋職人など焼き物に従事した人々や企業機構とともに、急な変革への順応を手間どらせた。瀬戸周辺の山林の御料林化によって、燃料としての薪材伐採が禁止されたこと、粘土が有料になったこと、窯屋に資本の蓄積が少なかったこと、市場が狭かったことなどがあげられよう。

しかし、明治6年のウィーン万国博覧会をかわきりに、海外には精力的な出品をして、せともの市場を世界に広げていった。国内の陶磁器についても、瀬戸は新しいアイデアで、新製品を世に送りだしていく。例えば、衛生陶器、つまり便器である。瀬戸では大を下箱、小を朝顔または型によって向高と呼んだ。ご記憶の方もあろうが、軽快な筆勢で描かれた草花文の下箱や朝顔は、用をたしていても心楽しいものであった。また、送電用の碍子（がいし）の生産が始まり電話、電信用の碍子の生産も盛んになってきた。

大正3年第1次世界大戦が始まり、ヨーロッパが戦火に覆われると、これまで活発に生産をし、世界の市場を独占していたドイツのノベルティーの出荷が止まった。これが瀬戸のノベルティー誕生の契機になったといわれ、現在では、瀬戸ノベルティーとして世界に名が高い。

昭和16年、太平洋戦争に突入、軍需物資優先となり、急速に生活必需品は町から姿を消して

といった。そのときの瀬戸は、ただちに鉄、アルミ、銅製品に代わるせともの研究にとり組んでいる。なべ、かま、ガスこんろ、ナイフ、フォーク、ストーブ、寺や橋の擬宝珠、小さいものでは学生服のボタン、学校の帽章など、せとものにかえられるものはすべて制作したといつても過言ではなかろう。これらのものを瀬戸では代用品と呼んだが、代用品の最たるものには陶貨であろう。太平洋戦争の末期、一銭硬貨はアルミニウムとなり、亜鉛、錫製となって、もうそれ以上に質を落すべき金属がなくなっていた。当時の大蔵省造幣局長杉田芳郎氏は、ドイツの陶貨をヒントに、日本最後の資源であった陶質硬貨の製造を決断した。瀬戸では、鐘大陶業株式会社がこれを受けて研究、乾燥土のロータリー式成形機を完成し、当時いちばん多量の枚数が必要の、実用一銭硬貨製造に成功した。昭和20年8月15日には、1300万枚(トラック4台分)の陶貨が完成していたという。もう1週間終戦が延びたならば、陶貨は世に出回っていたはずで、今では幻の一銭陶貨である。瀬戸は、幸にも戦火を受けなかったので、戦後の立ち直りも速く、内地向け陶磁器、輸出用陶磁器、電磁器、建築用陶磁器(タイル、陶壁など)紡織用硬質磁器、それに多数の陶芸作家の方々による一品作等々を、世に送り出している。

このように、一千年以上の長年月の焼き物の歴史をもっている瀬戸で、だれもが注目し、貴重品扱いをし保存されたのは、陶磁器そのものであった。優雅な姿の碗、力強く起立する壺、華麗な花生、これらは一体どのような手法によって形づくられたのか、その時どのような道具が使われたのか、それは想像するだけで、何も記録されていないし、道具の保存も考えられていなかった。

特に、太平洋戦争以後、窯業も急速に近代工業化が進められ、これまでの各種の手工業の道具は、敝履のように捨てられてきたのである。この手工業の道具は、どれをとりあげてみても単純な構造であり、小道具は、木ぎれや帶鉄板に刃をつけたり、曲げたりしたものであるが、それは、私達の祖先が研究を積み、実際に使って得た、いちばん合理的なものばかりであるようと思われる。

今、これらの道具を収集し、その用法を記録(文章、図、写真)して置かなければ、永久に謎となってしまうという、まさに危機が迫っていた。

昭和38年度、国の緊急民俗資料調査が契機となって、其後引き続き瀬戸地域の、焼き物に関連する民俗資料(窯業民俗資料)の調査および収集がおこなわれた。収集された資料は、東京大学農学部瀬戸演習林事務所、広大な演習林が、現在の当館の位置に所在していたのを、瀬戸市が譲渡を受け、そこに施設として残されていた学生寮を「瀬戸市資料館」(330m<sup>2</sup>)として、ここに収蔵はじめた。

昭和47年夏頃になると、どうにか一貫した窯業生産用具として、説明がつけられる程の種類と点数が調った。そこで愛知県教育委員会文化財課および文化庁の指導を得て、重要民俗資料の申請のための準備と、不足資料の収集に努力をした。

昭和49年2月18日、「瀬戸の陶磁器の生産用具及び製品」(1738点)は国の重要民俗資料に指定され、昭和50年度には、とりあえず収蔵庫の建設が予定されたのである。

しかし、実は指定の日から2週間後の、昭和49年3月4日午前1時頃、原因不明の出火により、木造の学生寮を転用した「瀬戸市資料館は全焼したのである。当然、国指定の重要民俗資料の木質の用具は全焼、かろうじて、製品および窯道具804点が滅失をまぬがれるという慘たんたる状態におちいってしまった。

全焼後しばらくは、再収集ができるものか、再収集を行うならば、どのように働きかけるのか、まるで見当がつかないうちに、火災の原因が放火の疑いのあることが判った。そして、広報「せと」をはじめ、新聞やラジオ・テレビの再参の報道によって、市民の方々の認識の高ま

り、同情などが重なって、5月に入ると市民の方々から毎日のように、資料の寄附申込み電話がかかるようになった。こうした市民の方々の協力、応援があて、6月には窯業民俗資料指定復活の希望が涌いたのである。そこで、収集された資料の整理、資料の写真撮映、実測、資料カードの作製、一覧表作りなど、若い主婦や愛知県立芸術大学々生諸君の協力作業を得て、次々と処理されていった。

こうして、昭和49年9月には、新しく収集された2,522点が、愛知県の重要民俗資料として、指定を受けることができ、年がかわって、昭和50年には重要民俗資料の内容の変更として、復活ができたのである。このことについて、文化庁は昭和50年5月号の月刊文化財に、下記のように掲載していただいた。「重要民俗資料の内容の変更、瀬戸の陶磁器の生産用具及び製品、瀬戸の陶磁器の生産用具及び製品1,738点は、指定後まもなく、それが保管されていた瀬戸市資料館が放火により焼失た。このとき生産用具896点および製品37点、合計933点が滅失した。瀬戸市においては、その後滅失した用具・製品を補充するために収集につとめた結果、生産用具2,739点、製品399点、合計3,139点を新たに収集し、質量ともに焼失前にまさる内容のコレクションとなった。ここに前回指定した内容（1,738点）を変更して、3,943点とする。」

さて、「瀬戸の陶磁器の生産用具及び製品」とは、どのような重要有形民俗文化財なのか、一応、内容の説明をしておきたい。

当資料館では、粘土から陶磁器が焼造される順（作業工程）に従って大分類をし、作業の方法の異なる場合は、それを更に分類する方法をとった。

#### A、採 土（土をとる）

山に堆積している粘土層を掘りくずす道具

- ・つ る（つるはし）
- ・とんくわ（ばちともいいう）
- ・あ ひ（あひるのくちばしのようない面がある）

掘った粘土をかき集めたり、まるかごに入れるには

- ・じょうれん

を使った。

#### B、製 土（焼き物用の粘土にする）

陶器用の粘土は、山から運ばれた粘土塊を、槌でこなして水を打ち、足で踏むという簡単な方法と、液体容器、例えば徳利・甕などを作る粘土はすなこし（水篠）をする。

粘土を水でとかし泥漿とするには、やや小形の桶を使う。

- ・たておけ
- ・たておけに泥漿ができると、底が円錐形につくられた。

で次の大きい桶にくみ移す。大きい桶は

- ・こしこみおけ

と呼び排水の孔が縦に4つ開けられている。

たておけからこしこみおけに移すとき

- ・すうの（ふるい）

にくみこみ、砂や木くずを除く。こしこみおけに泥漿がいっぱいになると、桶を太鼓のようになぐいて粘土分の沈殿をうながす。粘土分が沈殿すれば上の栓から抜いて水を落し、濃い粘土にしていく。濃い粘土になると

- ・すうがめ（水分を吸う甕）

に入れて、適度な柔らかさの粘土にして貯蔵をする。使用する時は

・おし板

の上で手で練るが、この時、粘土の中にある気泡をおし出して抜く。

C、成形（形を作る）

形づくりには、大別すると二種の手法が用いられる。

01、ふくろ物（ろくろづくり）

・手ろくろ

の回転を利用して作る方法である。手ろくろは、多くはけやき材で作られた水平回転板で、特殊な場合を除いて、ろくろ師自身が手で回わした。そして、形づくりには、

・こて（およその形に粘土を押し上げる）

・へら

こてで押し上げられた粘土を碗や皿に仕上げるのである。こて・へらなど、手ろくろ成形に必要な小道具は、ろくろ師が自分の使い易いように制作した。

02 たたら物（たたらづくり）

方形や変形した陶器を形づくりとすると手ろくろでは作れない。そこで

・たたら定規

でもって粘土塊を板状に切り、その粘土板を太型や土型に貼るようにして形づくり。このような場合でも、粘土を切ったり敲く

・しっびき

・はがたな

・たたき

など、多くの小道具が必要で、それぞれを職人が制作した。

D、乾燥（かわかす）

生素地を乾燥させる時の棚、素地を載せる板、天日乾燥のための干し場の用具などをも含めた。

大きい壺や甕の成形には、

・まるいた（丸板）

を手ろくろに載せ、粘土を置き、まるいたの上で成形をし、まるいたのまま手ろくろから降ろし、もろ（室）に入れる。

・とりいた

たたらづくりの時、この板の上で成形し、そのままもろ（室）に入る。

・ていいた（手板）

長さ180cm（6尺）で巾約30cmのまつ板が多く使われている。碗・皿など普通のサイズの器の成形の時に、手ろくろの右側に置き、成形した生素地を次々に並べ、生素地が板いっぱいになると、もろ（室）の棚に差し込む。

E、絵付（絵や文字をかく）

絵かき（さ=さん）が製品に絵や文字をかくための顔料をつくる道具や、絵や字をかくための筆・刷毛などを一括した。

・薬研（やげん）

鉄製のものと陶磁製とがある。特に陶磁製の薬研は、鉄分などの混入をきらうような顔料、例えば呉須（酸化コバルト）の擂りつぶしに使用をする。

・乳鉢・乳棒

径約30cmの大型乳鉢や、乳棒も水車の回転を利用して、回る羽根型の石や磁製のものが使われている。小型のものは、乳鉢の径7cm程で、掌に載せ万年筆程の乳棒で擂るのである。

#### ・小ろくろ

けやき製・陶製・磁製の小さいろくろで、たたらづくりの台にも使うが、絵付のとき、例えば碗の口端に横線を引くには、碗を小ろくろに載せて回わし、顔料のついた筆を所定の口端に添えれば、あの真直な線になるのである。

#### ・転写（銅板転写）

手がきの絵や文字で陶磁器を飾るのは、それだけコストが高くなるのは当然である。そのため、厚さ0.5mm～0.8mmのわら半紙ほどの銅板に、絵・模様・文字を刻み、それに吳須を摺りこみ、和紙を重ねて転写機にかける。印刷できた和紙を素地に貼り、水を含んだ布でおさえて顔料を素地に吸いとらせる方法がおこなわれるようになった。

#### F、施釉（うわぐすりを塗る）

瀬戸では古くから、わが国唯一の施釉陶器を焼造している。釉薬（うわぐすり）は、灰釉（草木の灰）から始まり、それに鬼板や水打（酸化コバルト＝黒や褐色に発色）を混ぜて塗る（鎌倉時代）こともおこなわれるようになった。その後、風化長・珪石を灰に混ぜ器体に釉薬が厚く定着させる方法が考えられたり、長石を粉碎して器体に塗り、白い釉薬（志野釉）としている（室町時代）。尾張の藩祖徳川義直公に仕えた陳元賛は、名古屋城内に築かれた御深井窯を指導したが、後世御深井釉と呼ばれる優雅な釉薬を研究し、完成したものであるといわれる。

これらの釉薬を塗るには、釉薬を入れる容器が必要であった。

#### ・はんぎりおけ

#### ・こねばち

が使われ、また小道具としては、刷毛・ぬり台・ひしゃく（竹製・木の曲げもの）などが使われた。

#### G、焼成（焼く）

焼成するためには、窯が必要であるが、各時代の窯の実物を築くには、広大な場所と莫大な経費がかかる。そこで、江戸時代の本業窯（連房式登り窯）と石窯窯の模型（6分の1）展示を計画している（昭和52年4月完成予定）。その他の小道具、例えば、

#### ・かぎぼせ（鉄棒の先端がかぎに曲っている）

#### ・かきたし

#### ・石炭スコップ

#### ・はさみ（高温に焼けている窯内から製品をはさみ出す）

#### ・窯内に組まれる棚道具

などを収集している。

#### H、製品

沿革で述べたように、やきものには原料の違いから生じる性質の差から、2種の品名に分けるのが普通である。

#### 01 陶器

#### 02 磁器

#### I、運搬用具

採土の項でふれたが、山で粘土を掘るとまるかごに入れ、てんびんぼうかでついで運んだわけ、

#### ・まるかご

#### ・てんびんぼう

#### ・馬車

・牛 馬  
・箱 車  
・竹 み  
・が ご じ（竹で粗に編んだかご＝製品運搬用）

などである。

#### J、仕事着

江戸・明治時代に沿た陶工の仕事着など、遺っている可能性はほとんどない。十数年搜したが、入手できなかった。ところが、昭和49年、瀬戸の古い窯屋の土蔵の取りこわしがあって、そこから発見された、

・紺 ももひき  
・は つ び  
・ど う ぎ  
・はんてん

など20点ほどの衣類が収蔵された。

#### K、生活用具

##### 窯屋の生活用具

・箱 せん  
・くるみせん  
・手 爛

などを収集している。

現在、市民の方々のあたたかいご協力を得て、質量とも以前にもまさるものとなりましたが10,000点をめざし、さらに収集、活動を続け、後世に伝えたいと思います。

＜瀬戸歴史民俗資料館々長＞

### —施設紹介—

## 愛知県清洲貝殻山貝塚資料館

長谷部 学

#### ○資料館の沿革

名岐バイパス（国道22号）を通り、岐阜方面に向かって車を走らせると、新川橋を500mほど越えた辺り（左手）から、急に家並がなくなり、平坦な田園地が視野に入る。この辺り一帯が、弥生時代から古墳時代初頭にかけての遺跡が点在し、一般に朝日遺跡群と呼ばれている諸遺跡が所在する地域である。遺跡群の占める範囲は30万m<sup>2</sup>以上にも及ぶ、と言われている。その規模の大きさは、県下はもちろんのこと、全国的にも有数であり、貴重な埋蔵文化財である。現在、この範囲に6箇所以上の貝塚が確認されており、中でも弥生時代前期文化圏の東縁に位置し、濃尾平野に初めて稻作が定着した遺跡として貝殻山貝塚は、つとに有名である。

貝殻山貝塚は、昭和4年、鳥居龍蔵、加藤務両氏らによって初めて発掘調査が行われた。その後、戦後になって考古学が脚光を浴び始めると、幾多の考古学研究機関、民間考古学研究者らが競って発掘調査を行うようになり、遺跡の全貌の一端が次第に明らかにされてきた。近年、都市化の波は、この静かな田園地にも打ち寄せ始めた。昭和45年、貝殻山貝塚附近一帯で耕地区画整理が行われた折、偶々貝塚より少し離れた地点で小貝塚が発見された。これを機縁に昭和46年春、清洲町と県の教育委員会が中心となって、遺跡範囲の確認調査が行われた。こ

うした中で、民間考古学研究グループによる遺跡の保存運動が活発となり、その要望に答えて国や県も積極的に保存の方針を打出し、貝殻山貝塚を取り囲む3つの小貝塚を含めた面積10,169.40m<sup>2</sup>が国史跡として指定された。昭和47年、この面積が公有化されると共に、公園化計画が具体化した。昭和50年3月、公園整備化が完了し、同時に公園敷地内的一角に資料館と復元住居一棟も竣工した。また、時を同じくして、遺跡群の丁度中央辺りを東西方向に走る環状2号線が建設されることになり、このため昭和47年から毎年冬期に県教育委員会によって敷地内部分の事前発掘調査が行われ、現在に至っている。この調査によって出土した遺物の数々も貝殻山貝塚出土品と共に資料館に保存・展示されている。本稿では、こうして発掘調査されて出土した遺物の内、展示室に陳列されている主だったものを紹介したい。

## ○ 展 示

展示室は一室だけで、面積は191.4m<sup>2</sup>である。室内四周の壁、天井は、ラワン合板・ロータリー合板（米松）の目透し張りで、全体に落ち着いた雰囲気を与えている。天井中央に2箇所、北側上方部に4箇所、明り取りがあるが、ここから入ってくる自然光だけでは薄暗く、遺物を照らす照明は殆んどケース内の螢光燈に頼っている。本来、博物館などの採光は、自然光によるのが理想的と思われるが、最近建設される博物館では防犯、災害、建築美観など、諸種の事情から、概して展示室には窓をつくらず、人工光で陳列物を照明しているようだ。展示室には、壁ケース10、のぞき窓6ケース、縦長ケース2、横長ケース4のほか、特殊ケースとして、屈葬人骨収納ケース2、遺跡分布立体模型ケース、貝層断面模型ケース1、計16ケースが配置されている。

壁ケース10は南・北両壁におかれ、その内9ケースは、弥生時代から古墳時代初頭に至る時期の土器44点が時代を追って陳列されている。こうした土器はもちろんのこと、本館がもっとも誇りとしているのは、全資料がことごとく実物であり、模造品は一つもないということであろう。特徴のある土器を二、三挙げてみよう。上述したように、弥生時代前期文化の東限を示す遺跡として、名古屋市西志賀貝塚と共に、当館敷地内の貝殻山貝塚が有名であるが、その東限を示す直接の根拠となったのは、西方的な先進文化を示す遠賀川式土器と三河地方の縄文時代土器の伝統を受け継いだ貝殻条痕文土器とが前期の地層から伴出し、遠賀川式土器文化が三河地方以来に及んでいないことによる。その遠賀川式土器と条痕系土器の優品の数々が2つのケースに陳列されている。また、中期の土器では、大地式と須和田式のほぼ完形土器が異彩を放つ。大地式土器は、文様、形態が本来の弥生土器とは全く異質であり、縄文時代晩期の土器の遺風を強く受け継いだ土器タイプとして知られている。一方、須和田式土器は、関東地方の中期の標式を示す土器で、当地方の中期の土器に混じって、本型式が発見されたことは様々な解釈が想定されるが、本稿では取り扱わない。次に、中期土器の中で、方形周溝墓の溝中より出土した下胴部に意識的に小孔を穿った数点の土器なども類例の乏しい土器として貴重である。後期及び古墳時代初頭の土器では、パレススタイル（宮廷式）と一般に呼んでいる当地方に典型的な丹彩土器などは仲々見事なつくりを示している。その中の1点は、丹の色がまことにあざやかで、2,000年の時を経て出土したとは、とても信じ得ぬ程すばらしい。これを覗いてみると、土器を製作した古代人の息吹が直に観る者に伝ってくるようだ。後期の時代、当地方で盛んにつくられた土器に円窓付土器と呼ばれている土器がある、用途不明の土器であり、これまた用途不明の手焙型土器と共にずらりと並んでいるのは圧巻である。

壁ケース2つには、木器類が陳列してある。木器類は普通、常に水につかった地層にしか発見されることがまれな遺物である。展示資料として次のようなものがある。斧の柄2点。共に「イ」の字形をした刃先を取り付ける部分で、一方には、石斧を固定し易いように刃先取り付け部の一端に切り込みが付されており、またもう一つのには、鉄斧をはめ込むため刃先取り付

け部の先端が僅かに細く削られているタイプのものである。そのほか、鋤の柄、火きり臼、木蓋、しゃもじ、櫛、機織り具、腰かけの天盤、建築材、杭などがある。こうした木器類の保存・展示は実に厄介である。上記の遺物のうち、木質がかなり良好で心材を使った遺物に対しては、自然乾燥を行った後、木工用ボンドを水で薄め、これを2、3回遺物に塗布する方法をとり、また、そうでない木器類に対しては、発見されたままの状態を保つため、水槽の中に水を入れ腐蝕を防ぐために僅かにホルマリンを混入して保存・展示してある。最近、すぐれた化学処理法が開発されているが、処理価格が高く、仲々頼めない現状である。紙面の都合もあって、上記の木器類を一つ一つ紹介できないのは残念であるが、一つだけ取り上げたいのが鋤の柄である。これは、現在日本で使われているシャベルの柄先の部分を想い起せばよい。現在日本で使われているシャベルなどと、わざわざ書いたのは、実は、筆者は、現在市販されているシャベルなるものは、名称からして元々外国からもたらされたもので、世界中何処もあのような握りの部分をもった形をしているものと思い込んでいた。ところが、西独留学中、発掘に参加して出されたシャベルを見て驚いた。例の三角形をした握りの部分が無く、ただ丸い棒が長々と延びているだけで、土を掘り起す時、一体柄のどの部分に手の力を加えたらよいのか、戸迷いを覚えた経験がある。こうしてみると、現在日本で使われているシャベルは、すでに弥生時代にその原型があり、ただ刃先が鉄に変わったに過ぎない。鋤がどうしてシャベルと呼ばれるようになったのか。実に不思議である。

のぞき窓ケース6つのうち、4つが展示室中央に配置してある。ここには、縄文時代後期、弥生時代前期～中期に至る各種の文様のある土器片のほか、特殊な遺物として鳥形土器、銅鐸形土製品、人面模様のある土製垂飾品が展示してある。また、石器類として、石庵丁、石ノミ、扁平片刃石斧、大型蛤刃石斧、石鎌、砥石など、骨製品として、骨鋸、骨針、見事な彫刻がほどこしてある骨製装飾品など、極めて小さな遺物が真近かに視られるように展示してある。しかし、のぞき窓が、やや高い位置にあるので、小さい子供にとって見にくい、という非難の声もある。

縦長ケースは2つあって共に中央においてある。四周から眺められるようになっており、1つのケースには壺棺が、また、もう1つのケースには、蓋として浅鉢を利用しているめずらしい例の貯蔵用の壺が収められている。

横長ケースは4つあり、いずれも室の中央にある。一つのケースには、方形周溝墓の20分の1縮尺模型が、また2つ目のケースには、弥生時代前期～後期の高杆ばかりが収めてある。この高杆の中で逸品は、高さ17.5cmを計る重厚で、極めて優雅なつくりの後期高杆である。この高杆には、口辺部と脚部上端に黒漆が塗ってある。特に目をひくのは、杆部内面に三叉状に亀裂が入っており、この部分を黒漆で補修していることである。めずらしい土器の一つと云えよう。3つ目のケースは、月々展示品を換えていくためのケースである。残る横長ケースには自然遺物が展示してある。主に植物と動物骨、魚骨である。展示されている植物には、次のような種類がある。マテバシイ、ウリ、ヒシ、クリ、モモ、イネヒョウタン、ムクロジ、ヒシモドキ、ツバキ、エゴノキ、フジなどの果皮や種子である。また、動物及び魚骨には、次のようなものがある。シカ、イノシシ、アナグマ、ノネズミ、イス、サメ、クロダイなど。

西側の壁沿いに配置したのぞき窓ケース2つのうち、1つには貝層より選び出した各種の貝類（アカニシ、ナガニシ、マガキ、ハマグリ、ハイガイ、サルボウ、ヘタナリ、ウミニナ、ニホンシジミ、ヤマトシジミなど）が、また、もう1つのケースには、これら弥生時代の貝類と比較できるように、洪積世、現世産の貝類が並べられている。

特殊ケースの内、貝層断面模型ケースは、貝層のはんの1部分だけを切り取って、樹脂加工されているものだが、貝層の成り立ちを窺うには恰格な資料である。次に西壁の一角に大きな

スペースをとっているものに、愛知県主要遺跡分布立体模型ケースがある。まず、このケースの一番右側の青色ボタンを押すと、ケースの下方にある2つのスピーカーから、大人と子供の対話形式による解説の声が流れ出し、次にその解説に従って、右側に並んでいる時代別ボタンを順々に押していくと、先土器時代から歴史時代（古窯跡）までの60箇所の県下主要遺跡が次々と赤い豆ランプによって点滅していく仕組になっている。この解説の合い間、合い間に、臨場感あふれる波の音や寺の鐘の音が流れると、子供達は大いに喜ぶ。子供達に人気のある展示ケースがこれである。さて、最後のケースが埋葬人骨収納ケースで、2つあり、東壁に並べて置いてある。この2つのケースは、当資料館の目玉展示品ともいべきものである。発掘によって発見された出土状態は、2体が並んだ位置にあった。弥生時代前期のほぼ完全な骨格をとどめている例として、県下では最初の発見例であり、貴重な文化財？である。2体とも40歳前後で、身長は160cmぐらいと鑑定されている。縄文時代の遺風を受け継いだ横臥屈葬の姿で埋葬され、頭部附近には、遠賀川式土器が副葬されていた。また、人骨の周囲には、こぶし大の小石がめぐらされていたので、何等かの埋葬施設があったことは確かである。展示ケースに収めるにあたって樹脂加工がほどこされ、永久保存の姿をとどめている。

＜愛知県清瀬貝殻山貝塚資料館々長＞

## いろいろな博物館

海老沢立志

愛知県にはユニークな博物館が少なくない。博物館のイメージとして多くの人がまず描くのは、超近代的で芸術的な建物か、ギリシャやローマの古代建築のような莊厳な建物の中に、絵画や彫刻が並んでいるとか、刀やよろいや、意匠をこらした漆器などがガラスケースの中に陳列されているという姿ではないだろうか。

博物館とは、博物館資料を収集、保存し、一般に広く公開し、広い意味で社会教育に役立つ仕事をしているところである。この博物館資料が絵や彫刻であれば美術館、歴史資料なら歴史博物館、動物なら動物園、魚なら水族館という具合いで、科学館だったり天文台だったり、植物園だったりするが、全てこれらは博物館なのである。

日本モンキーセンターは動物の中でも猿だけを約八十種類も展示している博物館であるが、実験用の猿を供給し医学に貢献していることを知っている人は少ない。

博物館の展示物が明治の建物である博物館明治村は、建築博物館とも、明治建築を中心に明治時代の文化資料も広く集めて展示していることから歴史博物館とも呼べる。また建物であるからガラスケースの中に陳列できなくて、山を切り開いて自然の木立ちの中に配置してあるため野外博物館（オープン・エア・ミュージアム）もある。

北設楽郡の山村、東栄町は町全体が博物館である。施設としてビジターセンター、天文台、宿泊施設などがあるが、それらは単に、野外博物館内の拠点となる一施設であって、山村の実際の生活、田畠の野菜、家畜なども観察の対象であり、都会に住み子供達にとっては貴重な教材である。住民全部が博物館の解説員でもあり、都会の人にとっては自然に親しみ、山村文化の発見をさせ、村の人には山村文化の振興と自覚をさせることを目的とし、町全体が博物館なのである。

＜財團法人 博物館 明治村 学芸員＞

# 東栄町に於ける文教の里作り

金子功

## 1. はじめに

北設楽郡東栄町は愛知県の東北端に近い山村で、本郷町、下川村、御殿村、振草村、三輪村の6ヶ町村の合併によって生れた町であるが、合併当時の1,000人を起す人口も今はわずか6800人いずこも同じ過疎化の進んでいる町であり、町づくりに取組むにも、むずかしい問題が山積している若い人達が流出して老令化社会になるにつれて町の人達が自分達の郷土に自信を失って見切りをつける様になっては、町当局がどの様に経済施策を打出して見ても笛吹けど踊らずと云う事になってしまう。

そこで経済施策と併行して町民の意気を高揚するために今教育委員会が全力を投入していることは何處でも云われていることであるが、自分達の故郷をみなおそう。そのためには山村の人達の目を外部に開かせよう。外部の人の目を東栄町に向けさせようと云うわけで文教政策に力を入れて来た今取り上げている文教の里作りはこれの最終の仕上げとも云えるものである。

## 2. 今日までのいきさつ

東栄町の文教の里作りについて述べるためにまずは今から5年前の豊橋向山天文台の東栄町への移転移管の事情から説かないと充分理解出来ないと思われる所以簡単に述べて見ると、

### (イ) 豊橋向山天文台の移転

昭和23年以来25年間豊橋に於いて活動して来た向山天文台は天文学の研究教育のみが目的ではなく社会文化活動の手段として天文台を作ったものであり、その活動は天文に限らず巾広い文化活動の拠点として利用されて来た。

此の天文台の移転についてはマスコミの間では都市の空が汚れ且明るくなつたために観測が出来なくなり美しい星空を求めて東栄町へと云う様に取扱われて来たがこれは事実とは異つてゐる。

前に述べた様に天体観測だけが目的でなく向山天文台としては美しい星空よりむしろ新らしい文化活動を模索して來た結果僻地文化活動にその主力を向けることに意義ありと云う結論が出た。またその時機と東栄中学校の御園分校が廃止となり、その校舎の利用を検討中の時とが一致していたわけである。

とは云え向山天文台としては東栄町に移転すべきか他に適地を求めるべきかあらゆる条件を検討した結果第一に東栄町の地理的条件が奥三河、伊奈谷、遠州北部に亘り、大きく云えば、三、信、遠のほぼ中央にありこの広域に亘つて活動出来ることを第二に東栄町にはすでに10年以上の歴史を持つ総合文化センターが町独自の運営により大きい成果を上げていること、つまり文化行政に立派な業績のあること。第三に原田町長と云う山村には珍らしい文化の理解者がおり、これに意気投合した事。

などの事から急速に移転の交渉が進み向山天文台のすべての施設を東栄町に寄附して1971年1月10日一応の新らしい出発を見ることが出来たわけである。

### (ロ) 振草自然科学センターの発足

御園天文科学センターの発足に引続いて町内3中学校の統合により廃校になって振草中学校跡を改装して振草自然科学センターが発足しことに総合文化センター、天文科学センター、振草自然科学センターの3つのセンターが町内3つの地区に整備され文化活動の拠点として足並揃えて活動をはじめた。

### (ハ) 自然との対話学習コース

3つの施設が出来た所でこの拠点すなわち点の活動から学習コースと云う線の活動に広げて

行ったのが美しい自然と対話する学習コースである。

3つの拠点を結ぶいくつかの学習コースを定めて自然、社会、産業等現地にあるがままの姿で学習させようと云うわけである。各コースには道標と多くの説明札を設置してあるほか簡単なガイドマップも用意されているのでいわゆる自然観察路であり、これをを利用して学習活動メモリー・ハイキング等も行う事が出来る様になっている。

#### (二) 天地人の教育

こうして点から線に拡大された時にとなえられたのは天地人の教育である。人文系の総合文化センター、天文の御園天文科学センター、地質の振草自然科学センターの3つがそれぞれ天、地、人を受け持って人づくりの活動を始めた。いささか古くさい表現ではあるが教育委員会が直べている天地人の教育の理念のようなものを次に記してみよう。

『人間性の教育喪失が道徳の退廃をもたらし教育の危機が呼ばれている今日われわれはその視点をどこにすえるべきか一度原点にたち返る必要があろう。

人間は自然の中に生れ自然に学んで昨日の足跡を探り今日を形成し明日の創造に図り自然と共に生きて来たものである。とくに我が日本人は自然との調和において人間性を培いつつ独自な文化を作り出したものと思考される。この様に我々が人間生活の基盤とした自然とは言葉をかえれば天であり地であろう。清、美しい自然の中で友と遊び友と語らい多くの事を学びとて来た。ここに人間は体験的に自然を学びともに生き抜く連体意識を養成したと言っても過言ではあるまい。

学校教育及び社会教育において郷土の自然と人文を学ぶことは集積された資料を教室内において、あるいは図書館等において勉強することでおわるものではなく、ぢかにはだに触れ、みずから手でさわり驚き疑いつまづきながら自分のものとすることの出来る体験学習として価値づけられるものであろう。緑ゆたかに残された大自然の中に位置するわが東栄町は、ここに思いをいたし、体験学習のための拠点とそのフィールド作りを計画し、実行に移しつつある。ここに人間形成の場を求める深い願望がある。

天地に学ぶ人造りを志向する「天地人教育」のための具体的施策の一貫として総合文化センター御園天文科学センターそして振草自然科学センターを設置し天地人教育の目標達成を意図するものである』

もっともこの様な題目だけで本当の活動が出来るわけではなく3拠点の活動の実際の成果が今後の残された大きい課題であり 云いかえればハードから ソフトへの時がやって来たわけであります、私達が豊橋から移転して来て5年間、はじめの構想に一歩一歩近づいて来たわけでこの5年間の活動を振り返ってさらにこれを完全なものにするために点から線をさらに面に拡げた文教の里作りがはじまった。話は本題から外れるが、ここで私の持論である非施設型博物館活動にふれて見よう。

### 3. 非施設型博物館

今まで文化行政と云えば、いわゆる文化施設と称する施設作りに全力を投入して美事な文化的殿堂が次々と建設されて一見文化が振興しているかの如く考えられていたが、私の考えはいささかこれと異っている。

永年に亘って施設にこだわらない博物館すなわち非施設型博物館活動と云う事をとなえかつ実践をして来た。これは博物館と云う施設より博物館の活動（機能）を重視して行うことが大切で機能を果すためには必ずしも施設にこだわらないと云うことであり、この持論を基に新しい形の文教の里の構想が生れたものである。

東栄町には特に取り上げる観光資源も文化財も歴史的遺産もない。ある物は豊かな緑、清らかな河川そして汚染されていない大気だけである。そしてそこには観光ずれのしていない素朴

な村人の生活がある。

ところが考えてみると、緑、水、空気は今は宝物である。良く人は『不幸にして開発がおくれ』と云う様な言葉を口にするが私は『幸にして開発の摩の手から逃れて』と云っている都会ではすでに接することの出来なくなった緑、水、空気、すなわち豊かな自然がそのまま形で残されているのは愛知県下でも今は北設楽郡だけであろう。この豊かな自然を基調として、これを古き良き生活を加味した町全体を野外展示場とした学習エリアとすると云うのが基本的な考え方である。

こう述べて來ると一見路傍博物館（TRAIL SIDE MUSEUM）の広域のものと考えられるが路傍博物館の本質的な特長は『環境が説明さるべき対象を提供している事であり、そこでは自然が地形、地層、野外生物あるいは人類が残した考えを学的又は歴史的遺跡の展示を供給しているものである』

（木場一夫著新らしい博物館より）とあるが實際は自然観察路の路傍にある博物館であると云う考え方方が強い。

私達が考えている文教の里作りは路傍博物館といささか異う点の第一は路傍にある博物館ではなく路傍がすべて博物館であると云う考え方で自然観察路の様な線でもなく町ぐるみと云う面に展開されている事である。

第二は博物館と云う施設とその職員だけが教師でなく町ぐるみの人達がそれぞれの得意とするものについて教師である事であり、第三は、これは町の設置した施設だけではなく民間の事業所であっても これが教育的な面で協力が得られるならば利用し 活動に参加出来る事である。

ただ非施設型活動と云っても全く手を加えない訳ではなくよく博物館は  
「物をして語らしめる所である」  
と云うが私は

「物は語らない人が物を使って語る所である」と云いたい。  
人が語ると云っても、口で語る場合もあれば、ラベルに語らせる場合もあれば、ガイドブック、ガイドマップ等に語らせる事もある。そして物のない時、つまり、開花時機を外れた季節や、花祭りの如く祭の時以外見る事の出来ない行事等のためには適当な展示の場所も必要であろうし直接現地、現物に接しても理解出来ない事柄については 導入的展示もなくてはならない。その他この広い地域で見たり聞いたりした多くの知識を整理する場所も必要である。

そのためのいくらかの施設も用意されているので、その概略を述べると、

#### 4. 活動の拠点

##### (イ) 総合文化センター

青年の家 60名の宿泊施設が完備されている。

林間学校 300名の宿泊施設が完備されている。

民俗館 先住民の遺物約9,000点、歴史資料約200点 民具約9,200点余が展示されている。

博物館 鳥獣約76点 化石約230点 蛾約60種 蝶約42種 その他淡水魚類、淡水昆蟲類、淡水陸具類等の標本が展示されている。

体育施設 テニスコート 4面（硬軟） 野球場（硬軟） 陸上競技場（400mトラック） 弓道場スケート場の施設がある。

##### (ロ) 天文科学センター

御園天文台 直径4mドームの中に30cm反射赤道儀が納められている。

科学展示室 天文の基礎学習や宇宙開発など近代科学の展示がしてある。

プラネタリウム 直径7mのドーム中型規模で従来のプラネタリウムとは根本的に異り教育的機能を完全に備えた施設である。

写真観測所 天体写真を撮影するため10cm屈折赤道儀 12cm写真赤道儀四連流星儀10cm 極軸赤道儀10cm 反射赤道儀20cm 反射赤道儀などの観測器機が据付けられている。

工作室 観測器機の製作補修のための工作室である。

ゼミナーハウス 60名の宿泊施設が完備している。

自然と対話する学習 西蘭目、東蘭目、神野山各コースの拠点となっている。

その他星の家文山荘第二観測所御園自由大学山村文化研究所等の関連施設がある。

#### (イ) 振草自然科学センター

自然と対話する学習の拠点

本センターを起点とした大鈴山コースの学習資料が蒐集展示されている。また大鈴山コースには21ヶ所にわたって説明板が設けられている。

展示館と学習施設

展示館には柴石峠の植物化石大鈴山コースの岩石類その他が展示してある。

学習施設 岩石切断器1台 切断研磨兼用1台 鉱物顕微鏡1台 スライド投影機及び付屈偏光装置1台 岩石研磨鉄板6枚 プレパラート製作用必要品等

趣味の創作

樂 烧 ロクロ22台 ネリ台25枚 炉1基

宝石作り シェムケン3台 製作必要品等

宿泊施設 120名の宿泊施設は完備されている。

などの施設の整備のほか

#### (ニ) その他の

ガイドマップ

町全域の手引として文教の里学習案内地図があり町内の各施設文化財主要行事等が記されているので、これだけでも町内探訪が出来るがさらに細かく。

学習コース案内地図

各センターを基点として自然との対話学習コースがいくつか定められているのでこれを手にして歩くことにより楽しい習学が出来る。

ガイドブック

東栄町の自然、花祭などの解説書が発行されている他東栄町を中心とした地質研究の論文別刷星空観測の各種星図等多数のものが用意されている。

以上で各施設を中心とした点の学習から自然との対話コースでの線の学習の概要を述べたが町にはこの他に民間事業所産業などで興味深いものがあるので一つ二つ述べて見ると、地下60mまで入って中央構造線の断層粘土を探掘して化粧品材料電機熔接棒等に供給している鉱山があるので特に地質の研究者などは案内すると喜ばれている。他プロイラー、シイタケ、養蚕等学習に協力可能な所が多い。

この様に手近な所から面に広げるための活動を行っているが、その一例として御園天文科学センターが取組んでいる御園高原自然学習村の構想について述べて見よう。

## 5. 御園高原自然学習村

### (1) 構 想

御園と云う部落は東栄町の北端、豊根村とトンネル一つで接している標高 650m の高原で東栄町随一の周囲の開けた村である。ここを御園高原自然学習村と名付けて御園高原の自然と生活の中で

『自然に自然を見せよう』

をキャッチフレーズとして新らしい形の知的レジャーの場所作りを行っている。

自然に自然を見せようと云うのは今の子供達は、めずらしいものは知っているが普通のものは知らないと云う妙な事になっている。つまり、キリンやパンダは知っていても豚を見た事のある子供は少ない。

又、キューリはぶら下っており、かぼちゃは転っておると云う普通にたべている野菜の作られている様子も知らない。

いづれもスーパーマーケットで棚の上に並んでいるものしか目にしていないからであろう。

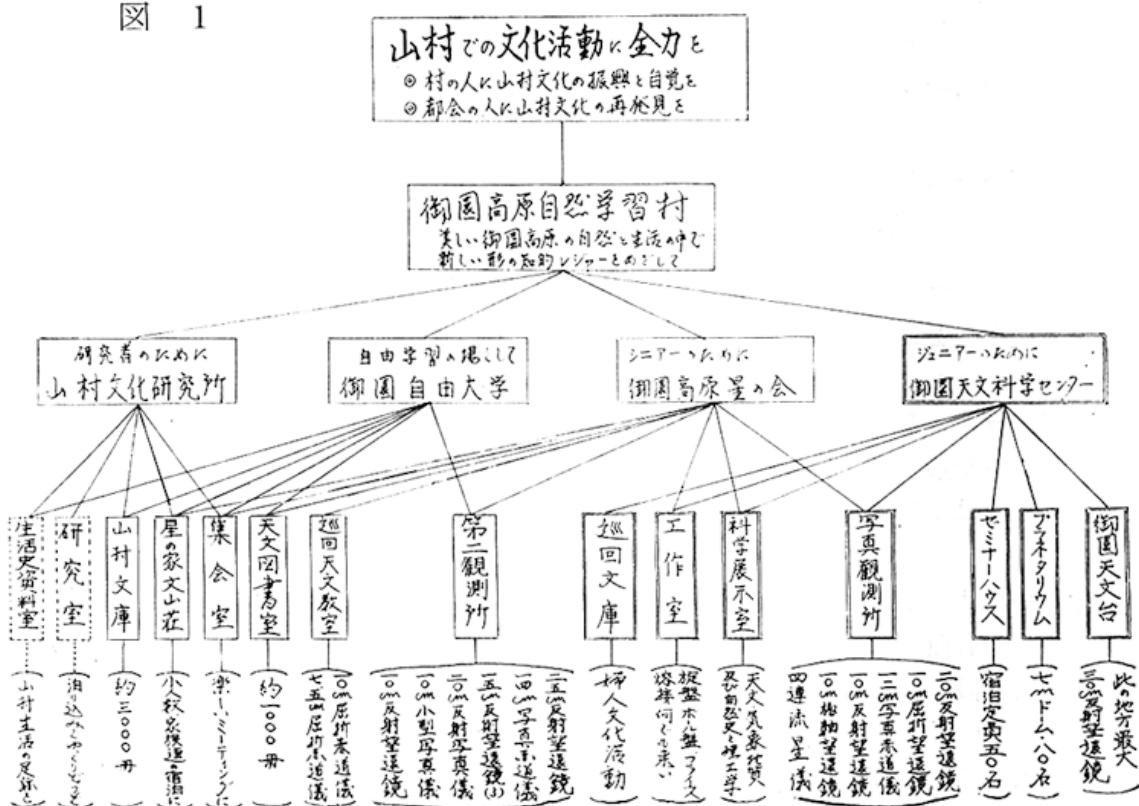
同じ事は山村の生活についても云える事で今までの様な民俗博物館郷土博物館等に集められ展示されているものでなく生身の人間が暮している生活の中で見せて行きたい。

### (2) 概 要

こうした考えから出発した自然学習村などの様な所かと云えば、村のセンターハウス的なものとしては天文科学センターがあり前述の様な宿泊室、展示室などで管理の中心でありこの補助として星の家文山荘を中心星の会観測所の附近がある。

これらの施設概要は別図(1)を見れば理解出来ると思うが図中二重枠で囲まれているのは町の施設一重枠が民間施設でありこれが混然一体となって自然学習村の活動を行っている。

図 1



### (3) 地域と施設

施設の敷地は約10,000m<sup>2</sup>だけで後は村内の農地、山林、道路、建物がそのまま利用出来る様になっている。学習村は簡単なガイドマップを手にして歩くようになっている。村内の主な分

岐点には JUNCTION No. がつけ現地と図上にこれが記されているので自分の立っている場所がどこであるかわかる様になっているので迷う心配はない。

村内いたる所に説明札が立てられているがこれは移動型と固定型の2種類あり移動型は農作物の様に季節により栽培作物が変るもののはその都度その畑に建てられ収穫が終れば片付けられる様になっている。

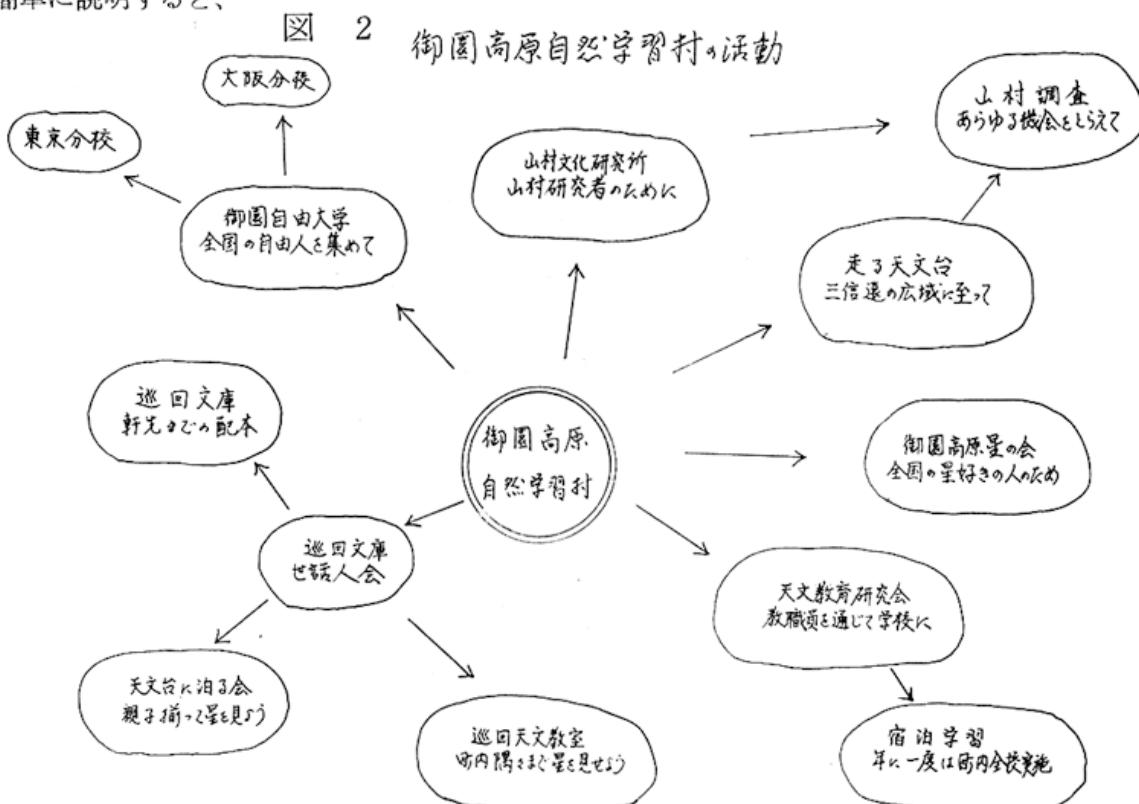
固定の物は年間を通じて其所で見られるものに対してのものでこれは建物、掛け木等に建てられる。

#### (2) ガイド

これだけ広所を歩かせているといぐらセンターに導入展示をしておいてもガイドマップ、ガイドブックを揃えておいても楽しく学習が出来ると云うわけには行かない。そこで村内に多くの話し好きの、おじさん、おばさんが委頼してある養蚕のベテラン、炭焼のおじさん、シイタケ作りに打込んでいる一家、昔話に詳しいおじいさん、花祭の第一人者とそれぞれの特意とするものを持っている人達を私達は講師グループ等と呼んでいるがそんなむずかしいものでなく年2回程菓子折でも持って御礼に行く程度で私達の仲間に加わっておる。

#### (3) 活動の組織

所が文化活動と云うものは別の云い方をするならばその地域をたがやして荒地を文化の緑野にすることであると云いたい文化の緑野にするために水源としてのいくつかのダムに相当するものが文化施設である。博物館は文化の泉の溜池であると云う考え方を持ちたい。そしてそこに来て勝手に呑めと云ってみても、なかなか呑んでくれない、サービスエリア内にくまなく配管してどこででも蛇口をひねれば文化と云う泉がほとばしり出ると云う様にしたいと思う。自然学習村では、いくつかの配管が町内外に対して敷設されている図(2)を参照して頂きたいが、簡単に説明すると、



#### 。学校教育へのパイプ

天文教育研究会が町内各学校より1～数名の教職から集まって結成されており教職員の研修の他学校は年1～2回の天文台への宿泊学習等を行っている。

#### ・社会教育へのパイプ

巡回文庫世話人会と云う若い婦人層を中心とした集りがあり巡回文庫と云う図書館活動だけでなく月一回の懇談会、親子揃って天文台に泊る会や町内隅々まで出かけて星を見せる巡回天文教室等きめ細かい活動を行っている。

#### ・町外に対するパイプ

御園高原星の会、天文科学センターの利用者も東は関東から西は関西まで、これ等の仲間の中から希望者のために御園高原星の会を結成して情報交換、連絡に当っており、将来はこれらの中に研究者が育つことを期待しておる他に、御園自由大学、山村文化研究所があり、これは自由な学習の場の提供、自由な研究者のための組織であるが奉仕するより、むしろこちらの文化のダムへの水源として外部から文化を導入するパイプとなって来る。自由大学、山村文化研究所の同人達がセンターの運営、企画などに新らしい発想を持ち込んでくれている事はこここの活動に大きい底力となっている。

以上、極めて雑多な記述となつたが、吾々の意とする所を理解して頂ければ幸甚である。

### ま　と　め

以上東栄町文教の里作りの概要を述べたが未だ問題がない訳でない。3つの施設がいずれも教育委員会の中の施設でなく、町長直属の特別会計の機関であるだけに、その間の連絡協調は必ずしも完全とは云い難いし、学芸職又は社会教育主事等社会教育の専門職員が配置されていない施設もあるので指導性にとぼしく教育活動を積極的に展開出来ない悩みがある上に適任者が育ちかかって来た場合でも人事異動等で配置替えの場合にも本人の能力が充分發揮出来ない事もあり、この事業を永く続けるためには考えなければならない点である。

先輩諸兄の御指導を期待してこの稿を終る。

〈御園天文科学センター所長〉

『愛知の博物館 No. 23』

発行日 1977年3月

発行者 愛知県博物館協会

名古屋市東区東桜一丁目12番1号

愛知県文化会館内（TEL <052> 971-5511）

編集者 愛知県博物館協会事務局